

第2回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会における委員御意見に対する回答

※当日回答：白色箇所、本日回答：水色箇所

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
1	(2)①技術・システム検討ワーキンググループ	中林委員	南海トラフ地震等の未曾有の規模の災害に対して、従来のシステムでは対応不能であり、処理方法の抜本的見直しが必要ではないか。	まずは従来方式で処理シナリオを検討し、結果によって抜本的な見直しについても検討する。	牧委員
2	(2)①技術・システム検討ワーキンググループ	中林委員	コンクリートがらについて、鉄骨分離後のブロック状態で、復興事業に活用し、輸送に伴うエネルギー消費の削減、活用されるまでのタイムラグの解消を図るといった工夫が必要ではないか。	御指摘の件を踏まえ、今後技術・システム検討WG等で検討していく。	事務局
3	(2)②地域間協調ワーキンググループ	安富委員	小規模自治体では、災害対応人員が極めて少なく、自力での廃棄物処理は不可能。周辺自治体との広域連携や、災害対策本部における廃棄物担当の発言力強化について国からの助言が必要。	御指摘の件を踏まえ、今後地域間協調WG等で検討していく。	事務局
4	(2)①技術・システム検討ワーキンググループ	安富委員	公費解体の推進ではなく、修繕などの選択肢を含めた上で、真に公費解体が必要なケースに限定するための、制度や法律の原則的な考え方を改めて明確化し、検討を進めるべき。	→資料7 公費解体に係る損壊家屋等の所有権等に関するワーキンググループにおける検討参照	事務局
5	(2)①技術・システム検討ワーキンググループ	酒井座長	公費解体への要請が多いのは理解するが、安富委員の意見も踏まえ、公費解体の基本的な考え方について検討する必要がある。		
6	(2)②地域間協調ワーキンググループ	大迫委員	都市部における市境付近の仮置場などについて、基礎自治体間で協定に基づき相互に受け入れるなど、共同的な管理・運用を行う可能性を検討してはどうか。	自治体間の仮置場の共有については、今後の地域間協調WGの検討課題とする。 →資料2 1. 仮置場確保における広域連携参照	浅利委員 事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
7	(2)①技術・システム検討ワーキンググループ	大迫委員	大量に発生する木くずについて、焼却減量化だけでなく、バイオマス発電やセメント利用など、有効活用に向けた過去の知見を再確認し、改めて整理・検討を行うべきではないか。	過年度技術・システム検討WGにおいて検討済であるため、その際まとめた知見について再度確認する。 →資料2 2. 木くずの有効利用に関する過年度WGの検討状況参照	牧委員
					事務局
8	(2)①技術・システム検討ワーキンググループ	酒井座長	南海トラフの想定見直しを踏まえ、首都直下地震（前回想定1.1億トン）の被害想定や、それに基づく処理体制の検討の見通しを教えてほしい。	首都直下地震の被害想定・処理シナリオ見直しについて、今後の技術・システム検討WGの検討課題とする。 →資料2 3. 首都直下地震の被害想定状況参照	牧委員
					事務局
9	(2)②地域間協調ワーキンググループ	酒井座長	都道府県域を超える広域協定の現状を調査いただきたい。	→資料2 4. 都道府県域を超える協定の締結状況参照	事務局
10	(3)制度的対応の検討状況について（専門支援機関）	大塚委員	第2回検討会資料5P.12の「廃棄物に関する情報一元管理システムの構築・運用実績」についてどの程度のことを要求しているのか。	第2回検討会資料5P.8、10に記載のとおり、平時の業務として役割として「災害廃棄物処理管理システムやGISの管理運営」や「災害廃棄物の処理の進捗管理システムの提供・運用」を想定しており、廃棄物の一連の情報を管理したことがあるという点が要件として求められると考える。	事務局
11	(3)制度的対応の検討状況について（専門支援機関）	大迫委員	具体的な要件を踏まえ、専門支援機関を担う候補を挙げながら、その要件を満たすのか、能力があるのかという検討を進めてほしい。PCB処理事業や中間貯蔵事業における情報一元管理システムの実績や国との一体性の観点から、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)が一つの有力な候補ではないか。	専門支援機関の支援内容等に関する更なる議論を踏まえながら、今後専門支援機関の担い手についても検討を進める。 →資料3 専門支援機能・機関に係る検討参照	事務局
12	(3)制度的対応の検討状況について（専門支援機関）	牧委員	技術・システム検討WGで検討中の情報システムに関し、実績を持って継続的に管理運営すること、訓練、研究を担える機関が望ましい。		

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
13	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	浅利委員	地域間協調WGでの検討やこれまでの支援活動の状況を踏まえ、専門支援機関をJESCOが担うことについて、大迫先生と同じ印象を持っている。		
14	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	吉岡委員	PCB処理事業の経験、東日本大震災時の中間貯蔵の役割を担っていたという実績は、大きな災害への対応として、すでに良い経験を積んでいるところ、JESCOは有力な候補である。今後、検討するにあたって、JESCOが今回挙げた具体的な要件にどこまで対応できるのか、という観点で検討を進めていくやり方も必要ではないか。		
15	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	中林委員	第2回検討会資料5P.14の「災害時における支援イメージ」について、複数の都道府県が同時に激しく被災するような事態に対する想定が不足している。専門支援機関では、平時に研究開発部門を持った上で、発災時に支援を行うことができる人材を確保する体制を作ることが望ましい。その際には対口支援により、県がまとめて、市町村と一緒に復旧・復興までの伴走支援を行うようなことも必要。	→資料3 専門支援機能・機関に係る検討参照	事務局
16	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	中林委員	第2回検討会資料5P.12 資料5P.7で示された平時の役割A、Bについて、研究部門と現場対応技術部門に再整理しつつ、発災時の被害パターンごとの課題・支援内容から、平時に何をすべきか整理できると、専門支援機関の必要性が見えてくるのではないか。		
17	(3) 制度的対応の検討状況について	勢一委員	JESCO以外に専門支援機関の候補となり得る組織・機関はあるか。	専門支援機能に関する規定を整備するとして検討が始まり、その機能を実現する機関を一つの機関とする	事務局

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
	(専門支援機関)			のか、複数機関による共同体とするのか含めて、専門支援機能を検討してきた。JESCO 以外では、国立環境研究所や環境再生保全機構などが要件に該当し得る知見を持つことが想定されるが、どういった形で専門支援機能を実現すべきか、引き続き検討していく。	
18	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	勢一委員	専門支援機関は災害廃棄物業務のみを担うのか。他省庁との連携は専門支援機関を通じて、どのような形で担保するのか。	業務範囲は環境省の所管する災害廃棄物のみを想定している。他省庁との連携については、現在、環境省で担っている。専門支援機関は、環境省と一体となって動き、現場レベルでは、例えば国土交通省地方整備局など、各省庁の出先機関との調整を行いながら、現地での支援を進めていくことを想定している。	事務局
19	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	勢一委員	自治体間の協定による他の自治体からの応援職員派遣など、既存の支援体制との関係性はどうなるのか。	第2回検討会資料5 P.13 で例示したパターン1、2における専門支援機関による市や県への支援は、これまで環境省が行ってきた。既存の他自治体職員の派遣による支援は継続するが、専門支援機関が間に入り、派遣職員が行う事務(契約業務の調整など)を標準化・簡素化することで、派遣職員がより実質的な業務に集中できる形を目指していく。	事務局
20	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	安富委員	非常に範囲が広い業務内容を想定しているが、一つの機関でこれを担えるのか。いくつかの専門分野に絞って対応すべきでないか。	→資料3 専門支援機能・機関に係る検討参照	事務局
21	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	安富委員	具備要件について「国と一体となって事業を遂行できる」とあるが、当然のことであり、あえて書く必要があるか。		
22	(3) 制度的対応の検討状況について (専門支援機関)	酒井座長	第2回検討会資料5 P.6において、「技術的な研究開発」とあるが、「技術的・システム的な研究開発」という方向に変更すべきでないか。		

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
23	(3) 制度的対応の検討状況について(計画・協定)	勢一委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理計画への非常災害時の規定事項の追加という形で、全市町村に義務を課す案について、地方分権の観点からこれまでの政府議論を踏まえた上で、今般の計画策定の義務付けが本当に望ましいかという点を議論すべき。 ・体制整備の重要性は認識するが、個別自治体による計画をとらず、地域で協議会を設立し、その合意事項による体制整備も可能。また、都道府県の計画に基づき政策を展開することで連携を取ることや広域連携による共同策定も可能。こうした柔軟性のある仕組みを検討すること。 ・地方分権が進み、国と地方が対等な関係になった結果、国が新たなツールとして計画を策定させることで地域での取組みを確認できるようになった経緯もある。この点から、廃掃法の中で計画をどのように活用していくのかについても、是非考えてほしい。 	<p>→資料4 一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に関する事項の追加に係る検討</p> <p>参考</p>	事務局
24	(3) 制度的対応の検討状況について(計画・協定)	大迫委員	廃棄物処理施設の整備においては、災害廃棄物処理の見込みを反映することも重要な論点。施設整備だけで不十分の場合に、広域連携や協定の締結が検討される。こうした観点から、一般廃棄物処理基本計画の中に災害非常時の必要事項を盛り込むという点は合理的である。		
25	(3) 制度的対応の検討状況について(計画・協定)	吉岡委員	東日本大震災やその後の水害の経験から、非常時の処理では、既存の一般廃棄物処理施設を最大限に活用しなければ円滑な処理が進まず、また、他自治体との連携も不可欠。被災者にとって、廃棄		

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）	回答者
			物処理は非常に重要であり、一般廃棄物処理の枠組みの中に、一定の計画性をもって対応していくことが、事前の備えとして非常に重要。		
26	(3) 制度的対応の検討状況について (計画・協定)	安富委員	小規模自治体では災害廃棄物担当は数人しかおらず、計画策定義務は多大な負担。災害対応は省庁全体で一体感をもって実施されるべきであり、一本化していくべき。市町村に押し付けで義務を課すのではなく、市長村の規模等を勘案し、状況に応じた対応を求めるべき。		
27	(3) 制度的対応の検討状況について (計画・協定)	大塚委員	国としては、安易に計画の義務付けを法律で求めることができない状況がある。「計画策定を求めなければ法目的を実現できない」という非常に限られたケースであることを強調していくことが重要であり、「これはかなり例外的なケースである」ことを指摘していくべき。		
28	(3) 制度的対応の検討状況について (計画・協定)	酒井座長	令和5年度の閣議決定文書「ナビゲーションガイド」では、計画策定以外の代替案との比較や行政コストの負担の見込み等が示されており、この点を参考にしながら、この検討を進めるべき。 事務局は、地方分権関係の府省や関係機関と十分な調整を行い、政府内で十分に理解が得られるよう、検討を進めていくこと。		
29	(3) 制度的対応の検討状況について (計画・協定)	勢一委員	災害廃棄物は市町村の統括的な責任であるとされているが、一方で市町村の調査権が担保されていないため、調査ができないという課題があり、地方から法改正案が出ている。	御指摘の内容については、地方分権改革有識者会議等において議論がなされていたところであるが、地方分権の提案を踏まえ、その実態上の支障に対応すべく周知を図っていく。	事務局